

○東庄町奨学資金利子補給事業制度実施要綱

平成4年2月6日

教委告示第1号

改正 平成6年3月24日教委告示第1号

平成8年9月25日教委告示第1号

平成30年4月24日教委告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、子女の入学又は就学の用に供する教育資金を指定金融機関等から融資を受けた親権者に対し、東庄町が指定金融機関等への支払利子（の一部）を補給し奨学を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 子女 各金融機関が独自に行なう教育ローンの有資格者の親権者で、1年以上東庄町に住居を有する者の子女
- (2) 入学又は就学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校の各高等部、専修学校の高等課程（修業年限3年以上）、専門課程（修業年限2年以上）並びに農業者、水産、海技、航空、職業訓練（含む短期）の各大学校に入学又は就学している方で、各金融機関の行う教育ローンの対象となる入学又は就学行為
- (3) 親権者 東庄町内への居住は、親権者のみであつて、その子女は必ずしも東庄町内に住居を有しなくともよい。
- (4) 指定金融機関等 この要綱に規定する利子補給制度は、東庄町の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに町長が認めた金融機関をいう。

(利子補給の対象となる融資内容)

第3条 利子補給の対象となる融資の内容は次の事項による。

- (1) 融資額は、500,000円以上、総計3,000,000円以内で

元金均等償還割賦方式（一部ボーナス償還を含む）のもの。

(2) 償還期間は、指定金融機関等の融資条件による。

(3) 年利率は、指定金融機関等の定める利率によるもの。

(利子補給額及び利子補給期間)

第4条 利子補給は、就学者の親権者が指定金融機関等から借り入れた奨学資金（教育ローン）の借入金残高に対し年3%の割合とする。ただし、借入年利率が3%に満たない場合は、その利率を乗じて計算した額とする。

2 利子補給期間は、指定金融機関等との間において契約を締結し、かつ融資を受けた日から融資を受けた者が在学している第2条第2号に定める学校の正規の修学期間が終了するまでとする。

(申し込み)

第5条 利子補給を受けようとするものは、東庄町奨学資金利子補給事業制度申込書（別記様式第1号）2部に次に掲げる書類を添えて、奨学資金の融資の申し込みをした指定金融機関等を経由し、町長に申し込みをしなければならない。

(1) 住民票の写し 1部

(2) 所得を証明する書類（給与証明書、その他） 1部

(3) 合格を証明するものの写し 1部

(4) その他、町長が必要と認める書類

2 申し込みの受け付け期間は、11月1日から翌年4月30日までとする。

(利子補給金交付の決定)

第6条 町長は、前条の申し込みの内容を審査し、利子補給金交付の可否を決定し、その結果を東庄町奨学金利子補給金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申込者及び指定金融機関等に通知するものとする。

2 前項の決定は、指定金融機関等との間において契約を締結し、かつ指定金融機関等から融資を受けることにより効力が生ずる。

3 町長は、第1項の決定に必要な条件を付することができる。

(貸付等の通知)

第7条 指定金融機関等は、前条第1項の規定による利子補給の決定に係る貸付を行ったときは、すみやかに奨学資金融資実行通知書（別記様式第3号）によ

り町長に通知しなければならない。

- 2 指定金融機関等は、資金の貸付又は利子補給に関し、この要綱に適合しなくなったことが判明したときは、その旨をすみやかに町長に通知しなければならない。

(申し込みの変更)

第8条 第6条第1項による利子補給金の交付決定通知を受けた後で、申し込み内容に変更が生じたときは、すみやかに東庄町奨学資金利子補給事業変更通知書(別記様式第4号)を指定金融機関等を経由して町長に提出しなければならない。

(利子補給金の請求及び受領の権限の委任)

第9条 第6条第1項の規定により利子補給金交付決定の通知を受けた者は、同条第2項の規定により利子補給金交付の決定が効力を生じたときは、利子補給金の請求及び受領の権限を融資を受けた指定金融機関等に委任するものとする。

(利子補給金の請求)

第10条 前条の規定により請求権限を委任された指定金融機関等は、毎年度末に当該年度分の利子補給金を東庄町奨学資金利子補給金請求書(別記様式第5号)に利子補給金計算書(別記様式第5号別紙1)を添えて町長に請求するものとする。ただし、申込年度分については、更に請求者一覧表(別記様式第5号別紙2)を添付するものとする。

(利子補給金の支払い)

第11条 町長は前条の規定による請求があつたときは、その内容を審査し適当と認めるときは、第9条の規定により受領権限を委任された指定金融機関等に利子補給金を支払うものとする。

- 2 町長から利子補給金の支払を受けた指定金融機関等は、原則として受領した日に融資を受けた親権者に支払うものとする。

(利子補給金の返還等)

第12条 町長は、利子補給金交付の決定を受けた者又は利子補給金の支払を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月の分から利子補給金の交付決定を取り消し、又は交付すべき利子補給金の

全部若しくは一部を交付せず、又は交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第6条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 融資を受けた資金をその目的以外に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は利子補給金の交付に関し不正の行為があつたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 第2条第2号に定める学校を退学したとき。
- (6) 第2条第2号に定める学校の正規の修学期間を経過しても卒業しないとき。
- (7) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき。

(遅延利息)

第13条 前条の規定により利子補給金の返還を命じられた者が、これを納期までに納付しなかつたときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納額について遅延日数が30日以内の時は年7.3%、30日をこえる時は年14.6%の割合で計算した遅延利息を町長に納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(報告調査及び指示)

第14条 町長は、利子補給に関することについて必要があるときは、融資を受けた親権者に対し報告を求め調査及び指示することができる。

(契約事項)

第15条 町長は、この要綱に基づく利子補給事業を円滑に運営するため必要な事項について指定金融機関等と協議し契約するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるほか利子補給に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年教委告示第1号）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日前の利子補給の対象となる融資額については、なお従前の例による。

附 則（平成8年教委告示第1号）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成8年11月1日から適用する。
- 2 平成8年11月1日前の利子補給額については、なお従前の例による。

附 則（平成30年教委告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。

(裏面)

※指定金融機関等記入欄

受 付 印		国民金融公庫融資受付状況
	1	受付番号
	2	受付年月日

◎ 提出添付書類

- ①住民票の写し(進学される方が、住所地を異にする場合、利子補給を受ける方が、親権者であることを証明する書類) ……1部
- ②納税証明書 ……1部
- ③収入金額を証する書類(給与証明書、その他) ……1部
- ④合格を証明するものの写し ……1部

様式第2号(第6条第1項)

第 号
年 月 日

様

東庄町長

東庄町奨学資金利子補給金交付決定(却下)通知書

年 月 日付で申し込みのあつた東庄町奨学資金利子補給について審査の結果、下記のとおりですので、東庄町奨学資金利子補給事業制度実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定

利子補給金 交付決定者	住 所	東庄町
	氏 名	
利子補給対象融資額		
利子補給対象期間		年 月 日～ 年 月 日

この決定は、指定金融機関等から融資を受けることにより効力を生じます。

なお、利子補給期間は、融資を受けた日から融資を受けた者が存学している学校の正規の修学期間が終了するまでとします。

2 交付却下

却下の理由

様式第3号(第7条第1項)

年 月 日

東庄町長 様

金融機関名

奨学資金融資通知書

東庄町奨学資金利子補給事業制度実施要項第7条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 利子補給金交付決定者

住 所 東庄町

氏 名

2 融資額の内訳

当金融機関からの融資額 円

利子補給の対象となる融資限度額 円

3 融資期間

年 月 日～ 年 月 日

4 償還期間

年 月 日～ 年 月 日

5 現行貸付金利

当金融機関 %

東庄町長 様

住所 東庄町

氏名



東庄町奨学資金利子補給事業変更通知書

年 月 日付で申し込みした東庄町奨学資金利子補給事業制度申込書に記載した内容に下記のとおり変更がありましたので通知します。

記

1 変更した内容

(変更前)

進学先

進学予定校名

年 月～ 年 月

修業期間 年

(変更後)

進学先

進学予定校名

年 月～ 年 月

修業期間 年

2 変更した理由

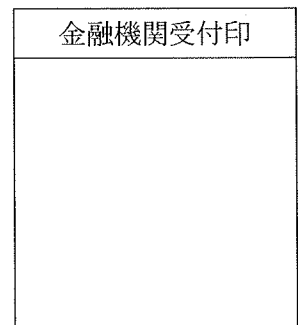
年 月に入学した を、 年 月 日付け
で中途退学し、 年 月から に入学したため

3 添付書類

※ 大学を中途退学したことが証明できるもの

※ 現在の学校に在学していることが証明できるもの

金融機関受付印



様式第5号(第10条)

年 月 日

東庄町長 様

他 名 代 理 人
金 融 機 関 名

東庄町奨学資金利子補給金請求書

下記のとおり 年度分の利子補給金を請求します。

記

1 請求金額

円

2 利子補給金計算書

別紙1のとおり

請 求 者 一 覧 表

整理番号	融資を受けた 親権者氏名	融 資 内 容			利子補給 金額	金融機関の 奨学資金貸付 年月日	次年度 請求額	備 考
		融 資 金 額	融 資 期 間	融 資 年 利 率				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
		円 ()	年	%				
計		円 ()	年	%				

※ ()は利子補給対象融資金額